

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【公開番号】特開2007-47571(P2007-47571A)

【公開日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-007

【出願番号】特願2005-233288(P2005-233288)

【国際特許分類】

G 0 3 G 21/16 (2006.01)

G 0 3 G 15/16 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 15/00 5 5 4

G 0 3 G 15/16

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月28日(2008.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を形成する画像形成手段と、前記画像形成手段によって形成された画像を記録材に転写するための転写ユニットと、装置本体に対して開閉可能に設けられた開閉部材と、を有し、前記転写ユニットは前記画像形成手段に隣接した隣接位置と前記画像形成手段を開放する開放位置とに移動可能である画像形成装置において、

前記開閉部材と前記転写ユニットはそれぞれ、互いに係合する係合部を有し、

前記開閉部材を開く時、それぞれの係合部は係合状態にあり、前記転写ユニットは前記開閉部材と共に移動し前記開放位置に移動し、

前記開閉部材が開かれた状態にある時、それぞれの係合部は非係合状態にあり、前記転写ユニットは前記開閉部材とは関係なく前記隣接位置に移動可能であることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記開閉部材は外装カバーの一部であり、前記開閉部材と前記転写ユニットの間に記録材を搬送する搬送手段を有することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記転写ユニットは、記録材を担持搬送するベルトを有することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記転写ユニットは、前記画像形成手段によって形成された画像が記録材に転写される前に、その画像を一旦担持するベルトを有することを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記課題を解決するため本発明は、画像を形成する画像形成手段と、前記画像形成手段によって形成された画像を記録材に転写するための転写ユニットと、装置本体に対して開閉可能に設けられた開閉部材と、を有し、前記転写ユニットは前記画像形成手段に隣接した隣接位置と前記画像形成手段を開放する開放位置とに移動可能である画像形成装置において、前記開閉部材と前記転写ユニットはそれぞれ、互いに係合する係合部を有し、前記開閉部材を開く時、それぞれの係合部は係合状態にあり、前記転写ユニットは前記開閉部材と共に移動し前記開放位置に移動し、前記開閉部材が開かれた状態にある時、それぞれの係合部は非係合状態にあり、前記転写ユニットは前記開閉部材とは関係なく前記隣接位置に移動可能であることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

両面印刷の場合、定着を終えた転写材Pは、排紙ローラ対15に転写材後端が達する直前に排紙ローラ対15が逆回転し、フラッパ27により切り替わった搬送経路を伝い、転写材Pを両面搬送路28へと送り込む。両面搬送路28は転写ユニット50の背面部に形成されており、ドアパネル18の内面には不図示の通紙ガイドリブや通紙ガイドコロを備える。つまり転写材を搬送する搬送手段である両面搬送路28は転写ユニット50とドアパネル18の間に設けられている。両面搬送路28には、斜送ローラ対29が配置され、転写材Pを搬送すると同時に不図示の横レジガイド部材に転写材側端部を沿わせて横レジ合わせを行う。最下点のUターンバス30を通過した転写材Pは、転写部10へと再給紙され、2面目の画像形成が行われる。